

令和2年6月1日

村民各位

佐井村新型コロナウイルス感染症対策本部

村長メッセージ

新型コロナウイルス感染症に係る対応について

5月25日、政府対策本部長から、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態の解除宣言が発出されたところです。

この度の解除宣言を受けて、新型コロナウイルス感染症への対応は、大きな区切りを迎えたものと受け止めており、佐井村においても、経済活動の回復や、文化・スポーツ活動、イベントなどの再開に向けて、歩みを速めていく段階に入ったものと考えています。

一方で、全国的な人の往来増加に起因する感染患者の発生も心配される所であり、私としては、「三つの密」の回避や、「人と人との距離の確保」「マスクの着用」「手洗いなどの手指衛生」をはじめとした基本的な感染対策を継続するため、感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着を図りながら、村における経済回復の流れを確実なものにしていきたいと考えております。

このようなことから、緊急事態解除となり「新型インフルエンザ等対策特別措置法」第34条に基づく、現在の対策本部は廃止となりますが、感染リスクがゼロになった訳ではありません。

来たるべく感染拡大の第2波、第3波に備えるためにも、対策本部は継続するべきと判断し、今ここに特措法に基づかない対策本部を任意設置いたします。

今後も、みなさんの日常生活への影響を注意深く見極め、必要に応じて、時機を逸することなく臨機応変、かつ果断に対応して参りますので、みなさんのご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。